

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第15号

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項第15号」を「第2条第1項第14号」に改める。

第2条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とする。

第4条第1項中「第8号」を「第7号」に改め、同条第2項中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)